

○岡山市教育委員会聴聞の実施等に関する規則

平成10年3月17日

市教育委員会規則第7号

岡山市教育委員会聴聞実施規則(平成7年市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。
岡山市教育委員会が行う行政手続法(平成5年法律第88号)及び岡山市行政手続条例(平成9年市条例第58号)に規定する聴聞及び弁明の機会の付与の具体的な運用については、岡山市聴聞の実施等に関する規則(平成6年市規則第139号)の例による。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。